

野蒜復興新聞

の復興事業 2月6日
住民説明会
には多くの
住民が参加
しました。2
月9日に地
区別懇談会
においで、
野蒜地域住
民を対象と
したワーク
ショップを
開催しまし
た。2月12
日に野蒜
復興協議会
の復興事業
の復興事業
の復興事業

野蒜の将来像を語ろう

復興事業 住民説明会

2月6日に野蒜まちづくり協議会復興部会が担当として開催された復興事業住民説明会には、多くの野蒜地区住民の方が来場しました。主に、仙石線全線開通に伴うもの、元地の利用計画について市の担当課より説明があり、参加住民との意見交換の時間が設けられました。特に住民



2月6日復興事業住民説明会の様子

第1回地区別懇談会

の関心が強い、JR仙石線開通後の駅へのアクセスについては、市はお年寄りや要支援者を対象とした予約制のタクシー運用を検討してまいります。



第1回地区別懇談会の様子

復興部会

人口を増やすための一つの方法として、子育て世代が安心して暮らせるように、お年寄りに子育てをサポートしてほしいという意見もあり、非常に活発な意見交換が行われました。

2月9日に開催された第1回地区別懇談会では、第2次東松島市総合計画策定に係わるワークショップが行われました。野蒜地区から集まった参加者は、10年後を見据えたまちづくりの課題について意見を交わし、野蒜の将来像や夢を語り合いました。現在、野蒜が抱えている課題として、震災後の急激な人口減少が叫ばれています。

東松島市は現在、今後10年間の観光振興方針となる「観光ビジョン」(2015〜24年度)の素案を策定中です。東松島市の将来像の一つでもありますが、



2月12日復興部会の様子

皆で語ろう!



野蒜まちづくり協議会イメージキャラクター マックくん

インドネシア 視察報告会

1月24日には野蒜まちづくり協議会主催で、国際協力機構(JICA東北)の地域復興推進員お二人によるインドネシアのバンドン・アチェ市視察報告会が開催されました。東松島市とバンドン・アチェ市はお互いに復興の学びを共有し、未来に向けて歩んでおります。



インドネシア視察報告会

4年間の節目を迎え、震災から4年が経ちました。復興の歩みを進める野蒜の将来像は、皆さまにどのようなように映るでしょうか。

自治会地区割りの検討開始



▲1月29日合同部会の様子

次の段階として、自治会制度の地区割りについて、野蒜地区住民の皆さまに意向調査（アンケート）を3月中旬に実施する予定です。

また、意向調査項目内には野蒜北部丘陵地区の名称（住所表示）についても含める予定であるとしています。新しい住所は短い方が良く、『野蒜』の文字を入れてほしい、といったような声も住民から聞こえており、非常に関心が高いことが伺えます。

昨年末の全体会において、まちづくりルール・ガイドライン（案）が承認されましたが、1月29日に開催された野蒜北部丘陵振興協議会合同部会において、さっそく次の優先検討課題である自治会の地区割りについて、協議が開始されました。東松島市では平成29年4月からの市内全域での地区自治会制度移行に向け、野蒜地域を先行地域として地区自治会制度の導入を図ってきました。野蒜北部丘陵地区でもこれを見据えた地区割りを協議していかねばなりません。市は、住民を対象とした自治会制度について懇談会や説明会等を開催してきました。協議会では、

野蒜北部丘陵地区の整備状況について、現在までに一次造成工事はほぼ終わり、これから水道管等の引き込み工事に着手していくとUR都市機構より報告がありました。5月30日に開通が決まったJR仙石線の停車駅となる野蒜駅と東名駅も整備が進められています。着実に復興が進む中、野蒜北部丘陵振興協議会はこれまで以上に野蒜まちづくり協議会と市役所との連携を強めていきます。

東松島市地区自治会制度の考え方

市では、平成29年4月からの地区自治会制度移行に向けて、取り組みを進めており、組織運営の参考となる地区自治会活動のガイドラインや新たな交付金の算定方法等も説明会などで順次説明しているところです。

制度については、市報などでも周知されており、おりましたが、制度のポイントや交付金算定等について紹介いたします。

1. 地区自治会制度のポイント

- ① 行政区と地区センターの組織を統合。地域の代表として地区自治会長を設置
- ② これまでの地区センターエリア（組織）を基本として、地区自治会を設置（組織化）
- ③ 地区自治会で、これまでの行政区長の役割や地区センター役員が担っていた役割を分担します。
- ④ 地区自治会には、こ

れまでの役員（地域づくり推進員、生涯学習推進員、保健推進員、環境衛生推進員、土木委員等）を担当として、引き続き配置していただきます。

報酬は個人から地区自治会へ交付金化

① 行政区長や環境衛生推進員、土木委員の報酬は、これまで個人へ支払われていたものが、地区自治会制度に移行後は、地区自治会へまとめて交付金として交付します。地区の課題解決などに自由な配分と活用が可能となります。

② 地区自治会への交付金額は平成29年度から世帯数などを考慮した算定方法により交付します。
※活動拠点である地区センターについては、従前と同様に活用可能であり、施設維持管理費も交付金により交付します。節約して使用することで地域活動費に充当することも可能です。

2. ガイドラインと交付金

（1）地区自治会活動のガイドライン
地区自治会活動のガイドラインは、地区自治会制度への移行にあたり地区自治会の取り組みの目安として、地区自治会の運営等の参考としていただくものです。

ガイドラインには、地区自治会、地域自治協議会、市の役割や想定する役員（担当）のそれぞれ業務や役割などのほか、地区自治会組織の運営、個人情報保護や取扱いに関すること、会計処理などについて記載されています。

（2）交付金
29年度から地区自治会に交付される交付金は、新たな算定方法により交付する予定です。

※ガイドラインは、内容等については、より良いものとするため、必要により改訂をしていきます。現時点での内容としてしておりますので、ご理解願います。

（平成29年度）
基準額 世帯数に
じた金額：A
（75万円）275万
円）
・世帯割 1世帯当たり
1200円：B
（1200円×世帯
数）
交付金額＝A+B
※右記により算定された金額について、世帯数などにより大幅に増減する地区もあることから、3年間に限り、別に定める調整率により、交付金額が大幅に変化しないよう調整を図ります。

※交付金は、これまで行政区長や環境衛生推進員、土木委員などの個人へ報酬を支払っていましたが、地区センター役員分の交付金と合わせて、すべて自治会に交付するものになります。自治会に配分された交付金は、役員の手当だけでなく、地区の課題解決に取り組みする業務としても活用可能となります。

お問い合わせ先

東松島市役所
Tel 0225-821111（内1284）
市民協働課協働推進班
※ガイドラインは、内容等については、より良いものとするため、必要により改訂をしていきます。現時点での内容としてしておりますので、ご理解願います。